

## 6 申請に必要な書類

申請書類のダウンロードはこちら（朝霞市保育課HP）→



- ◆ 下記の必要書類を参考に、申請期間（35 ページ参照）を確認のうえ、保育課保育係へ提出してください。（窓口又は郵送）  
なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードすることもできます。
    - ①教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
    - ②保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（70歳未満※）が対象となります。
    - ③個人番号（マイナンバー）・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象となります。
    - ④その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※ 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

＜教育・保育給付認定申請に関する必要書類確認表＞

対象者	必要書類
教育・保育給付認定を受けていない方 (有効期限切れを含む)	教育・保育給付認定申請書（様式第1号）

＜保育園等利用（調整）申請に関する必要書類確認表＞

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	保育所等利用（調整）申請書（様式第1号）（希望施設記入用紙含む） 入所に関する確認票（様式第2号）および 重要事項確認票
保育の必要な事由の証明書	労働（内定）をしている方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 及び 自営であることが分かる書類 (直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し及び直近1か月の収入が確認できる書類※2)
	病気や障害がある方	診断書（様式第4号） または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書 ※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書（様式第5号）
	求職中（起業準備を含む）の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 (出産予定日と母の氏名が確認できる書類)
	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知）の写し および 時間割等の写し
その他	全員	個人番号確認資料の写し および 身元確認資料の写し ※4（39ページ参照）
	申請時点で他市区町村に住民登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和5年度住民税（非）課税証明書 ※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書（様式第7号） および 建物売買（賃貸借）契約書等の写し ※6
	生活保護を受給している方	生活保護受給者証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票 ※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書（様式第8号） (朝霞市指定家庭保育室月極利用者は提出不要)
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	保育士証の写し または 保育士試験合格通知書等の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書（様式第3号）
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園で幼稚園教諭として労働（内定）している方	幼稚園教諭免許状の写し または 幼稚園教員資格認定試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修修了証等の写し

	保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、 <b>入院中であることを確認できる書類</b> (おおむね1か月以上入院の状態が続いていること)
	申請児童、保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	<b>身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し</b>
	DV等で住民票記載住所と異なる住所地を居所としている方	<b>居所情報登録届出書</b> （様式第8号の2）

【注意事項】

- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 原則確定申告書の写しをご提出ください。過去に確定申告をしたことがない方のみ、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）をご提出ください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和5年度の課税がされていない場合は、併せて令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※5参照）
- ※5 令和4年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和5年度に課税された内容をいい、原則として令和5年1月1日時点の住民登録地で発行されます。  
なお、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。